

第1章 策定にあたって

【策定の趣旨】

本市外国人児童生徒教育の一層の推進を図るため、上位計画に基づいた個別計画である第3次計画を策定する。

【計画の位置付け】

「第2次宇都宮市学校教育推進計画（平成29～39年度）」を実現するための個別計画であり、「第3次宇都宮市国際化推進計画（平成31～35年度）」との整合性を図る計画

【計画の期間】 平成31（2019）年度から平成35（2023）年度まで

※本計画で対象とする外国人児童生徒とは、
本市小・中学校在籍の外国籍をもつ児童生徒 / 日本国籍をもつが日本語や生活適応指導が必要な児童生徒 / 学校に就学していない外国籍をもつ子ども

第2章 現状と課題

【現状】

1 国の方針等

- ・「日本語指導が必要な児童生徒に対する指導の在り方について（審議のまとめ）」H25.5.31
- ・「学校教育法施行規則」一部改正（日本語能力に応じた特別な指導）H26.1.14 告示
- ・「第3期教育振興基本計画」H30.6.15 閣議決定

2 本市の状況

- (1) 外国人児童生徒数の横ばい傾向と居住地の散在化
(H20: 166人 ⇒ H25: 111人 ⇒ H30: 113人)
- (2) 外国人児童生徒の使用言語等の多様化

3 外国人児童生徒教育関係者の意識

- (1) 外国人児童生徒及び保護者は、学年が高くなるにつれ、日本語指導や学校生活への適応支援から、学力向上や進路指導の充実を希望している。
- (2) 外国人児童生徒の日本語習得の状況を定期的に確認し、一人一人に合った指導を行っていく必要がある。
- (3) 学校、日本語指導者、保護者の連携と組織的対応の必要がある。

4 第2次計画の評価

- (1) 成果
 - ・初期日本語教室の指導による円滑な学校への編入、関係団体等からの日本語指導者の人材協力が図られた。
 - ・外国人児童生徒や保護者に対して進路ガイダンスの実施や通訳者翻訳者の派遣を行うなどの支援ができた。
 - ・外国人との交流を希望する日本人保護者が増加し、多文化共生の意識が高まった。
- (2) 課題
 - ・多言語に対応した指導者の派遣を行っていく必要がある。
 - ・保護者の学校生活に係る多様な相談及び多言語に対応した通訳者翻訳者の派遣が必要である。
 - ・外国人児童生徒及び保護者に学校や地域での活動への積極的な参加を促していく必要がある。

【課題】 1 外国人児童生徒の実態に合わせた指導

- ア 外国人児童生徒の人数や使用言語の多様化に対応した指導の充実
 - イ 日本語指導者と教員が連携した個に応じた指導の充実
 - ウ 外国人児童生徒の使用言語の多様化や居住地の散在化に対応できる指導者の育成・活用
- 2 外国人児童生徒やその保護者を取り巻く教育環境の充実
- ア 多文化共生を促進するための啓発
- 3 外国人保護者に対応した支援の充実
- ア 外国人保護者の使用言語に対応した ICT の活用
 - イ 外国人保護者への学校や地域での生活の情報提供

第3章 基本的な考え方

基本理念

外国人児童生徒に自立して生きる力の基盤を育むとともに、安心して生活できるよう支援します。

基本方針 1

外国人児童生徒がいきいきと学校生活を送り、夢や希望をもって成長できるよう、一人一人の日本語習得や学校生活適応の状況に応じた指導を充実します。

指標 1

初期指導段階の児童生徒のうち、1年以上の日本語指導を受け、初期指導段階から上昇した児童生徒の割合

72.0%(H29) ⇒ 76.8%(H35)

基本施策

- 1 日本語及び学校生活適応指導体制の充実
- 2 日本語指導者の育成・活用

基本方針 2

異なる文化をもつ児童生徒やその保護者が、お互いの文化を受け入れていくことができるよう理解促進に努めます。

指標 2

外国人と積極的に交流したいと回答した日本人保護者の割合

87.2%(H30) ⇒ 93.3%(H35)

基本施策

- 3 多文化共生の理解促進

基本方針 3

外国人児童生徒の保護者が、学校教育に関する理解を深めるための支援を充実します。

指標 3

子どもの学校での生活について理解していると回答した外国人保護者の割合

85.2%(H30) ⇒ 90.0%(H35)

基本施策

- 4 学校と外国人保護者との共通理解の推進
- 5 学校教育等に関する情報提供の充実

第4章 計画の展開 ※裏面参照

※下線は重点事業

主な事業

- 系統的な個別の指導計画等による個に応じた指導の充実
- 初期日本語指導教室の充実
- 日本語指導者の効果的な派遣
- 日本語習得状況等調査（DLAの導入）の定期的実施・分析
- 日本語指導者研修の充実

主な事業

- 外国人児童生徒教育についての周知・啓発
- 多文化共生に関する講座等の活用
- 国際理解教育の推進

主な事業

- 進路相談等への通訳者派遣
- ICTを活用した通訳翻訳支援
- 宇都宮市の小・中学校ガイドブックの配付
- 外国人向け広報紙等の活用

第5章 計画の推進にあたって

【本計画における主体】

- **学校** 指導充実／保護者との連携／意識啓発
- **国際交流団体等** 児童生徒や保護者、学校への支援
- **日本人児童生徒** 互いに尊重・協力し合う学校生活
- **日本人保護者** 協調性を育む家庭教育／保護者同士の交流
- **地域** 外国人児童生徒や保護者との交流／積極的な支援／交流・支援のための地域人材の活用
- **教育委員会** 計画推進／学校支援／情報発信・提供／各主体との連携・調整
- **外国人児童生徒** 日本語家庭学習／学校行事等の積極参加
- **外国人保護者** 日本語習得／学校や地域活動の積極参加

第4章 計画の展開

※ 下線は重点事業を示す。

基本方針 1

外国人児童生徒がいきいきと学校生活を送り、夢や希望をもって成長できるよう、一人一人の日本語習得や学校生活適応の状況に応じた指導を充実します。

基本方針 2

異なる文化をもつ児童生徒やその保護者が、お互いの文化を受け入れていくことができるよう理解促進に努めます。

基本方針 3

外国人児童生徒の保護者が、学校教育に関する理解を深めるための支援を充実します。

基本施策 1 日本語及び学校生活適応指導体制の充実

- (1) 系統的な個別の指導計画等による個に応じた指導の充実
- (2) 初期日本語指導教室の充実
- (3) 日本語指導者の効果的な派遣
- (4) 長期休業期間の日本語学習支援
- (5) 外国人児童生徒教育拠点校における日本語指導の充実
- (6) 新日本語習得状況等調査（DLAの導入）の定期的実施・分析

基本施策 3 多文化共生の理解促進

- (12) 外国人児童生徒教育についての周知・啓発
- (13) 多文化共生に関する講座等の活用
- (14) 国際理解教育の推進
- (15) 人権教育の推進
- (16) 宮っ子心の教育の推進

基本施策 4 学校と外国人保護者との共通理解の推進

- (17) 保護者相談に係るケース会議の実施
- (18) 保護者会や三者懇談等への通訳者派遣
- (19) 進路相談等への通訳者派遣
- (20) 学校別通知文書の翻訳支援
- (21) 会話サポートシステムの活用
- (22) 新ICTを活用した通訳翻訳支援

基本施策 2 日本語指導者の育成・活用

- (7) 日本語指導者研修の充実
- (8) 日本語指導者情報連絡会の実施
- (9) 日本語指導等に関する指導資料の配付
- (10) 日本語学習ボランティア育成事業の活用
- (11) 「街の先生」活動事業を活用した学習支援

基本施策 5 学校教育等に関する情報提供の充実

- (23) 外国人保護者向け進路ガイダンスの実施
- (24) 宇都宮市の小・中学校ガイドブックの配付
- (25) 就学促進のための個別相談の実施
- (26) 母語による就学案内の配付
- (27) 各種翻訳文書データの整理・活用
- (28) 新外国人向け広報紙等の活用